

第2 集 落 営 農 の 部

解 説

この部には、「集落営農実態調査」の結果から集落営農に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的に実施しました。

(2) 調査期日

毎年2月1日現在

(3) 調査の方法

調査は、農林水産省一報告者の調査系統で実施しています。

農林水産省から調査対象に対して調査票を電子メールにより配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は電子メールにより回収する自計調査の方法により実施しています。

2 用語の解説

この調査における集落営農とは、「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組^{注3)}及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組^{注4)}を除く。）をいい、具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとします。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集

落内の営農を一括して管理・運営を行っている。

- (4) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用及び営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 集落の作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行っている。

注1) 「「集落」を単位として」とは、

集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていますが、例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含みます。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則ですが、集落内のおおむね過半の農家が参加している場合はこれを含みます。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落の単位とします。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは、

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関する事項について行う合意をいいます。

注3) 「農業用機械の所有のみを共同で行う取組」とは、

農業用機械を集落で共同所有していても、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うものをいいます。

注4) 「栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組」とは、

集落内の品種の統一等の栽培協定又は集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいいます。